

札幌市基金条例の一部を改正する条例案
平成31年(2019年)2月8日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第8条第9項を次のように改める。

- 9 介護基金は、次に掲げる場合に処分することができる。
- (1) 介護保険事業に要する経費に充てる財源に不足を生じた場合
 - (2) 介護保険事業の円滑な運営に必要な場合において、予算で定めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

介護給付費準備基金の処分を行うことができる場合を整理するため、本案を提出する。